

令和2年度 第2回寝屋川市国民健康保険運営協議会

日 時 令和3年2月3日（水）

時 間 午後2時～午後2時35分

場 所 議会棟4階 第一委員会室

○事務局 ただいまから寝屋川市国民健康保険運営協議会を開会させていただきます。

委員の皆様には公私何かと御多忙中にもかかわらず、御出席を賜り厚く御礼申し上げます。

始めに御報告させていただきます。本日保険医または保険薬剤師代表委員の磯和委員、平山委員について、欠席の連絡をいただいておりますので御報告いたします。なお、被保険者代表の中山委員につきましては、御連絡いただけていないものの定刻となりましたので始めさせていただきます。

現在、委員定数14人中11人の御出席をいただいておりますので、寝屋川市国民健康保険運営協議会規則第6条第1項の規定に基づき会議は成立いたします。

それでは、会長進行をよろしく願いいたします。

○吉羽会長 よろしく願いいたします。

初めに、国民健康保険運営協議会規則第7条第2項に基づく署名議員でございしますが、私のほうから指名をさせていただくことに御異議はございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○吉羽会長 それでは、寒川委員、郡委員、どうぞよろしく願いいたします。

では、本日の案件であります、令和3年度寝屋川市国民健康保険料について、事務局説明をお願いいたします。

○事務局 市民サービス部、国民健康保険担当の法元です。よろしくお願
いいたします。

本日配布資料といたしまして、令和2年12月に改訂された「大阪府国民健康保険運営方針」のA3、1枚の概要版とA4冊子を配らせていただいております。

大阪府から示された令和3年度の統一保険料率は、この運営方針に基づき算出されたものになっております。

それでは、令和3年度寝屋川市国民健康保険料についてご説明いたします。

「1 府統一保険料」につきましては、令和3年1月12日付で大阪府からそれぞれ記載のとおり所得割率、均等割額、平等割額の提示があり、所得200万円、4人世帯のいわゆるモデルケース保険料を計算すると、表一番右の記載金額421,500円となります。

以下、モデルケースでご説明させていただきます。

「2 令和6年度府統一保険料推計」につきましては、平成30年度から令和2年度までは、大阪府の激変緩和の対象は市町村によって異なっていることから、府内市町村平均保険料で示しており、令和3年度からは府内全市町村を対象として激変緩和後の料率で示された421,500円と示しております。令和4年度から令和6年度までの推計につきましては、グラフ下表に記載させていただいております6通りで試算した結果、令和6年度の推計保険料は「ウ」の421,500円から「ア」の491,400円と見込んでおります。

次に、(2)保険料推計の選択につきましては、試算「ウ」につきましては、令和2年度と3年度の増減がないことは、改訂された府の運営方針の影響

によるものと考えており、令和4年度以降も増減がないことは、想定しがたいものと考えております。

試算「オ」「カ」につきましても、令和3年度の保険料を推計に用いていることから、同じく想定しがたいものと考えております。

ゆえに、残りの試算「ア」「イ」「エ」3つの令和6年度の推計保険料の平均は、481,600円となり、試算「エ」の481,500円が近似値となることから、試算「エ」が妥当であると考え、その推計値を用いて収支等の試算を行いました。

2ページをご覧ください。

次に、「3 試算「エ」における本市保険料の見込」につきまして、ご説明いたします。

一番上の表をご覧ください。

令和6年度の保険料は、481,500円で、令和2年度の保険料370,100円からの増加額は111,400円となることから、被保険者の急激な負担増とならないよう均等にするとすると、27,850円を毎年増額することになります。この27,850円を基本として、大阪府から提示されている料率等を踏まえて算出すると、令和3年度が398,200円、令和4年度が426,100円、令和5年度が454,200円、令和6年度が481,500円となる試算を行いました。

しかしながら、コロナ渦における経済的影響等を踏まえるなか、令和3年度の保険料につきましては、国民健康保険財政運営安定化基金を最大限活用し、被保険者に対する更なる負担軽減をする必要があると考えております。

その基金を最大限活用すると、令和3年度の保険料は393,000円となり、上段の表の398,200円から更に5,200円の抑制を図った、393,000円とさせていただきたいと考えております。

次に中段の表につきましては、この最大限に基金を活用しました保険料の医療分、後期分、介護分の所得割等の金額の各年度の表でございます。

次に、「4 財政収支等の推計」につきましては、各年度の本市保険料の見込と下段表に記載しております被保険者数等を踏まえ推計したもので、令和元年度は実績値、令和2年度は決算見込み値、令和3年度以降は、推計結果に基づき、各年度の収支を算出しております。令和2年度については、約4億4,800万円の収支黒字、令和3年度以降は、各年度約3億円の収支黒字を見込んでおります。

3ページをご覧ください。

次に、基金残高につきましては、令和2年度末の基金残高は、約6億9,900万円で、大阪府への交付金の償還等の財源として6,500万円の確保が必要であり、令和3年度の保険料緩和に6億3,000万円活用します。

同様の考え方で各年度、試算結果の保険料とするための基金残高も確保できる試算結果となりました。

次に、「5 保険料算定に係る変更点」につきましては、前回の本運営協議会でもお示しさせていただきましたが、(1)で、令和6年度の統一基準に向け、段階的に賦課額の割合を変更するものであり、令和3年度は「応益割」と「応能割」を「1：1」から「1：0.95」へ、「均等割」と「平等割」を「70：30」から「67.5：32.5」へ変更させていただきます。

(2)の賦課限度額においては、令和2年度から4年間で1万円ずつ加算することで府統一基準に合わせていくことから、令和3年度は97万円とさせていただきます。

これら令和3年度の国民健康保険料に係るものを、3月市議会へ条例改正、予算計上等を上程してまいりたいと考えてます。

令和3年度寝屋川市国民健康保険料についての説明は以上でございます。

○吉羽会長 ただいまの説明について、御質問ございませんか。

太田委員。

○太田委員 府から市に入ってくるお金が変わったという説明がありました。そこについてもう少し詳しく説明いただけますでしょうか。

○吉羽会長 法元次長。

○事務局 今回の運営方針の変更点でございますが、今まで大阪府では各市町村の平成28年度保険料を基本として、それに対して上がる市町村に対し、個別に財源を投入していたという経緯がございました。それを府内統一保険料を引き下げるために、各市町村ごとではなく全市町村を対象にその財源を充てて、できるだけ統一保険料を下げるというのが大きな変更でございます。

○吉羽会長 太田委員。

○太田委員 市民の方に理解していただけるのかどうかというのは非常に難しいところであると思いますが、各市町村が保険料率をこういうふうにする、低く抑えるというのは各市町村の判断で行っており、それに対する激変緩和措置は各市町村ごとにもともとあった保険料からどれだけ上がったかということで繰り入れられてきたと、説明を受けてきて、それが1年ごとに15%ずつその繰り入れが下がってくるということで理解していますが、寝屋川市としては、その計画が完全に府の方針によって御破算になってしまうということですね。だから今まで説明を受けてきた90%、75%、60%、45%と、それからお金が入ってきて、こういうような保険料率作っていきたいと、寝屋川市の運営としてはこうしていききたいというのがもう完全に変わったという理解でいいわけですよ。それに対して寝屋川市は、市としての方針もあるから、それは困るんだという意見を上げたのか、もう最初から仕方がないですねということだったのか、その辺も含めて市民

に対して理解を得るための説明をいただきたいと思います。

○吉羽会長 法元次長。

○事務局 もちろんこの運営方針が、前回の会議でもこういう改訂があるという御説明をさせていただきましたが、その中で委員がおっしゃられたように、我々としては保険料が上がる市町村であったため、府から財源としては入っておりました。結果的に申し上げますと、この令和3年度の府統一保険料は、昨年度と同額という形では示されております。この結果が本市にとって、今後どうなるかは推計としては示してはおりますが、このことが本市にとって、マイナス要素であるかというのは難しいところがございます。結論から言いますと、統一保険料が下がったという現実的なところはあるものの、今後どうなるかという部分の結論を導き出すのは難しいかなと考えております。

○吉羽会長 太田委員。

○太田委員 大阪府の国民健康保険運営協議会の資料を見ていると、寝屋川市から出された資料というのが出てこないの、寝屋川市として何も意見を上げてないのかというふうに見えるので、その辺りについては、市民の立場でこういう意見を上げていますよというのが、分かるような形で示していただきたいと思っています。

大阪府の統一保険料と比べると、寝屋川市の国民健康保険料は幾分か安く抑えると、それは基金を全て投入してということなので、一定理解はしますが、府の標準保険料率が上がっていない中で、寝屋川市の保険料が上がると。それは上がっても府の標準保険料より安いですが、その現象だけを見ると、府が抑えている中で、何で寝屋川市は上げるのかという市民の声が当然出てくるとは思いますが、その辺りについては、どういうふうを考えて今回こういう判断になったのかをお示しいただけたらと思います。

○吉羽会長 法元次長。

○事務局 もちろん数字だけを見ると、今、委員がおっしゃられたように、府の統一保険料よりも今回お示しさせていただいている保険料は安いものの、加入者からすれば上がっている事実はあると思います。そのような状況のなかで、この令和3年度の保険料率が示される前から、令和3年度から上がることになりまますという部分を丁寧な説明を含めてさせていただいたところでございます。今回、基金を最大限に活用したなかで、御負担いただくところも十分に説明しながら、御理解いただけるように努めていきたいと考えております。

○吉羽会長 太田委員。

○太田委員 市の広報などを使って、寝屋川市の国民健康保険料の今後の推計等もお示しをしてきたということは理解しています。ただ、昨日新型コロナの緊急事態宣言がさらに1か月延長というふうになりました。そんな中で、市民・府民の暮らしというのが大変厳しくなっている中で、本当に重たい負担となる社会保険料の実施主体である寝屋川市がどういふふうに判断するのかっていうのは当初考えていたものと、今回考えるものというのとは一定配慮があってもいいのかなと。その部分が独自減免をしっかりと維持をしていくところであったりということにもなると思いますが、しっかりと市民に分かりやすい説明を求めたいなと思いますし、ぜひさらなる抑制に向けての努力というのは常に行っていただきたいと思うところで

あと、基金残高の説明がありました。これはあくまでも推計値ということなんですが、市民の協力のもと、さらに収納率が上がるというようなことがあると、この基金残高も増えるということもあり得えますが、基本的にはほぼ全額投入をしていくという形での推計値になっており、基金残高が

増えたときにはさらなる保険料の抑制ということに努めるということを考えているのか、それとも令和6年度大阪府の統一保険料に合わさってしまうので、その急激な値上げを抑制するために、基本的に基金残高がもし残ったとしても、これだけの値上げということについては行っていきたいという考えになるのか、お考えをお示しいただきたいと思います。

○吉羽会長 法元次長。

○事務局 基金残高の活用ということだと思いますが、3ページにお示しさせていただいているとおり、令和6年度には約6億という形の記載は推計でさせていただいております。今委員もおっしゃられましたように、令和4年度、令和5年度につきましては、ほぼ全額投入する試算で、収支上も問題ないというお話はさせていただきました。そこも含めた上で、各年度同じような形で、来年の今頃には令和4年度が示されてこの収支、基金残高という部分の変動要素も多大にあると思います。今後この基金の活用については従前から基金積立てという部分が発生しておりまして、激変緩和として活用するという部分は認識しております。その後の活用については、今後の検討課題という形で考えております。

○吉羽会長 太田委員。

○太田委員 その基金残高が見込みより少なくなってしまうと。インフルエンザがすごく流行って、そういうことが直接市にはかぶらなくなってきましたが、全体として収納率が上がらなくて、基金残高が足りなくなったときに、これだけの繰入れができなければ、今お示ししている見込みの保険料率を守ることができるのかどうかっていうのはちょっと疑問に思います。そうなったときには基金残高が足りない分については、市の一般会計からの繰入れも含めて、この保険料率、大阪府の令和6年度統一保険料率に向けての段階的な保険料の値上げというものについて、抑制をして

いくために努力をするという理解でいいですか。

○吉羽会長 中井部長。

○中井部長 今後、令和3年度以降の収支見込みであります。今現在の状況をできるだけ加味した上で推計をさせていただいております。委員がおっしゃいますように、収支が良くなり、基金残高が増えた場合、あるいは逆に収支が悪くなり基金残高が不足した場合、この料率を堅守していくのかということだと思いますが、あくまでも令和6年度以降につきましては、大阪府統一の保険料というところは決定しておりますので、令和6年度までに保険料を大阪府に近づけるために、急激な負担がないようにしていきたいという考えは持っておりますが、やはり国民健康保険の財政運営を考える中で、基金の最大限の活用というところは認識しております。その場合に残高が不足した場合、一般会計から繰り入れるかということで、今即座にその内容についてお答えをさせていただくことは非常に難しいものと考えております。その辺りは今後我々も結果を待つだけではなくて、様々な観点から随時推計をしていきたいと考えております。

○吉羽会長 太田委員。

○太田委員 今回、新たなルールのもとで、大阪府の統一保険料が示されたので、たまたま保険料率が上がらなかったという状況になったということは理解をします。ただ、これから本当にどういうふうに保険料が振れていくか分からない中、寝屋川市としてできるだけ保険料を抑えていくと。もし、本当に令和6年度、大阪府下統一保険料になったときに、いきなり10万円も上がるなんてことになったら、市民生活が大変なことになるので、一定段階的に合わせておく必要があるというのは、行政として、ならざるを得ないというのは理解しますが、ただ、毎年毎年の市民の生活というのは大変なので、しっかりと少しでも抑えられる努力ということと、いざと

いうときの独自減免制度、そして今回のコロナ減免というのが国から示されて、来年度以降についてはまだ正式に続けるかどうかという判断もありませんが、その辺りについては行政としてもしっかりと国に要望していただきたいなと思いますし、さらなる周知をしていただいて、利用できる方全て利用していただけるようにしてもらおうと。国費でやっていることなので、寝屋川市の国民健康保険運営や、大阪府の国民健康保険運営に直接コロナ減免が関わるというようなことでもないのですから、有効利用していただいて、市民生活を守るための最大限の努力ということだけは求めていますので、お願いします。

○吉羽会長 そのほかはございませんか。よろしいですか。

では、ほかはないようでしたら、案件1、令和3年度寝屋川市国民健康保険料については事務局からの説明の内容で進めていただくものといたします。よろしく願いいたします。

次に、案件2です。その他について、事務局から説明をお願いいたします。

法元次長。

○事務局 お配りした資料について御説明させていただきます。

ただいまの資料につきましては、先ほど説明させていただきました内容を踏まえて作成した加入者に対する令和3年度の国民健康保険料に関する周知チラシの案でございます。

校正等の修正は必要かと思いますが、お配りさせていただいた内容、先ほど説明させていただいた内容を踏まえております。その内容で3月末頃に全世帯、加入世帯に郵送させていただきたいと考えております。

より丁寧な周知、説明という部分の一つとして、このチラシを各加入世帯全世帯に送らせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○吉羽会長 ありがとうございます。ただいまの説明について、御質問ございませんか。よろしいですか。

なければ案件としてはこれで終了です。

事務局からは何かございますか。

法元次長。

○事務局 令和3年度の国民健康保険の内容について御理解賜りありがとうございました。今年度の国民健康保険運営協議会につきましては、今回で終了させていただきますが、令和3年度の国民健康保険料に関わるものを本日御審議いただいた内容に基づきまして、3月市議会等に条例改正、予算計上をさせていただきたいと思っております。

また、今お配りさせていただいた内容も含めて、市民、被保険者に対する市民周知につきましては、引き続き適切に対応してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○吉羽会長 ありがとうございます。

それでは、本日の会議はこれで終わらせていただきます。長時間にわたりありがとうございます。

閉会に当たりまして、中井部長から挨拶を受けることといたします。

中井部長。

○中井部長 本日は委員各位におかれましてはお忙しい中御出席を賜り、貴重な御意見をいただき、誠にありがとうございました。

大阪府が改訂いたしました今後3年間の運営方針に基づきまして、引き続き安定的な国民健康保険運営を図るとともに、被保険者の負担軽減となるよう努めてまいります。また、重症化予防事業をはじめとした健康づく

り施策を推進するとともに、収納率の向上にも努めてまいります。引き続き市民の皆さんに御理解いただけるよう、分かりやすく、丁寧な情報提供を行ってまいりたいと考えております。

委員の皆様におかれましては、引き続き御指導をいただけますようよろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、閉会の挨拶に代えさせていただきます。

本日はありがとうございました。

○吉羽会長 ありがとうございました。

それでは、これをもちまして令和2年度第2回寝屋川市国民健康保険運営協議会を閉会とさせていただきます。

皆様長時間ありがとうございました。